

セントレックスにおける株主数基準の引下げに係る「株券上場審査基準」等の一部改正について

平成26年3月24日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成25年9月に公表した「名証の利用促進に向けた新たな施策について」に基づき、中堅・中小企業の新規上場を促進する施策の一環として、セントレックスにおける新規上場時の最低株主数基準についても引き下げることとするなど、「株券上場審査基準」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 株主数基準の引下げ

セントレックスの上場審査基準における株主数基準は、現行では上場時において300人以上となる見込みがあることを求めています。これを引き下げ、200人以上となる見込みがあれば足りることとします。

2. その他

その他所要の改正を行います。

(備 考)

・株券上場審査基準第6条第1項第1号b

・上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号等

III. 施行日

平成26年3月31日から施行します。ただし、1. については、改正後の同日以後に上場申請を行う者から適用します。

以 上